

鹿児島県漁業経営改善促進資金低利預託資金利子補給金交付要領

第1 目的

知事は、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年規則第1号。以下「規則」という。）及び鹿児島県漁業経営改善促進資金融資事業実施要綱（平成7年10月5日制定。以下「実施要綱」という。）及びこの要領で定めるところにより、鹿児島県漁業経営改善促進資金低利預託資金の貸付けを行う第2の(2)に規定する融資機関に対して利子補給金を交付するものとする。

第2 定義

- (1) この要領において「鹿児島県漁業経営改善促進資金低利預託資金」（以下「県低利預託資金」という。）とは、実施要綱第15条第2項に規定する「県低利預託資金」をいう。
- (2) この要領において「融資機関」とは、実施要綱第15条第3項に規定する「貸付金融機関」をいう。
- (3) この要領において「基金協会」とは、実施要綱第2条第3項に規定する「基金協会」をいう。
- (4) この要領において「利子補給金」とは、実施要綱第15条第4項に規定する「利子補給金」をいう。

第3 県低利預託資金の貸付期間

融資機関が基金協会に対して県低利預託資金の貸付けを行う貸付期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

第4 利子補給

1 融資機関

融資機関は次のとおりとする。

- (1) 全国遠洋沖合漁業信用基金協会に対する県低利預託資金の貸付けにあつては農林中央金庫。
- (2) 全国漁業信用基金協会鹿児島支所に対する県低利預託資金の貸付けにあつては鹿児島県信用漁業協同組合連合会。

2 利子補給契約

利子補給金についての契約は、知事が融資機関との間に締結する利子補給契約書（別記様式第1号）により行うものとする。

3 利子補給金の額及び貸付利率

- (1) 利子補給金の額は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間において、貸付利率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高の総和を365日で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。
- (2) 利子補給金の計算に用いる利子補給率は、農林中央金庫が定める長期プライムレートと同率とする。

第5 県低利預託資金の借入申込

基金協会は、実施要綱第15条第2項の貸付を受けるに当たり、借入申込書（別記様式第2号）を、融資機関に提出するものとする。

第6 利子補給金の交付申請

- 1 規則第3条の補助金等交付申請書は、利子補給承認申請書（別記様式第3号）とする。
- 2 融資機関は、借入申込書を受理したときは、利子補給承認申請書に、借入申込書（写し）を添付して、知事に提出するものとする。

第7 利子補給金の交付の決定

知事は、利子補給承認申請書を受理したときは、規則第4条の規定により利子補給金の交付の決定を行うものとし、利子補給承認書（別記様式第4号）により通知するものとする。

第8 利子補給の内容等の変更

- 1 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は、利子補給条件変更申請書（別記様式第5号）とする。
- 2 融資機関は、県低利預託資金の貸付けの弁済期限等の変更が生じた場合は、利子補給条件変更申請書を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、利子補給条件変更申請書を受理したときは、規則第7条第2項の規定により、利子補給金の交付の変更の決定を行うものとし、利子補給条件変更承認書（別記様式第6号）に通知する。

第9 貸付報告等

融資機関は、県低利預託資金の貸付実行をしたとき、又は第8に定める変更をしたときは、貸付実行報告書（別記様式第7号）、又は利子補給条件変更報告書（別記様式第8号）を知事に提出するものとする。

第10 利子補給金の実績報告

- 1 規則第13条の補助事業等実績報告書は、鹿児島県漁業経営改善促進資金低利預託資金実績報告書（以下「実績報告書」という。）（別記様式第9号）とする。
- 2 融資機関は、当該年度の3月31日までに、実績報告書に、利子補給金計算明細書を添付して知事に提出するものとする。

第11 利子補給金の額の確定

知事は、実績報告書を受理したときは、規則第14条の規定により交付額の確定をし、利子補給金交付額確定通知書（別記様式第10号）を融資機関に交付するものとする。

第12 利子補給金の交付

- 1 融資機関は、利子補給金の交付額の確定後、翌年度4月末までに規則第16条の規定により、利子補給金交付請求書（別記様式第11号）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、利子補給金交付請求書に基づき、利子補給金を、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に交付するものとする。

第13 利子補給金交付決定の取り消し

- 1 知事は、規則第17条の規定により、利子補給に係る県低利預託資金を借り受けた基金協会が、その借入金を目的以外に使用したときは、融資機関に対する利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの要領又は利子補給契約書の条項に違反したときは、規則第17条の規定により融資機関に対する利子補給金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は規則第18条の規定により既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

第14 報告の徴収等

融資機関は、知事が当該融資機関の行った利子補給に係る県低利預託資金の融通に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第15 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成14年3月25日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年3月14日から施行する。
- 2 鹿児島県漁業経営改善促進資金融資事業実施要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号

鹿児島県漁業経営改善促進資金低利預託資金利子補給契約書

鹿児島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける鹿児島県漁業経営改善促進資金融資事業実施要綱（平成7年10月5日制定）第15条に規定する県低利預託資金（以下「低利預託資金」という。）につき、甲が乙に対する利子補給金を交付することについて、次の条項を契約する。

第1条 甲は、乙が貸し付ける低利預託資金につき、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年規則第1号、以下「規則」という。）、鹿児島県漁業経営改善促進資金融資事業実施要綱及び鹿児島県漁業経営改善促進資金低利預託資金利子補給金交付要領（平成14年3月25日制定。以下「交付要領」という。）の定めるところにより、乙に対し利子補給金を交付する。

第2条 乙の低利預託資金の貸付けに関し甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承認書を交付することによって行うものとする。

第3条 乙は、前条の利子補給承認書の交付を受けたときは、原則として利子補給承認日から1か月以内に貸付けを行わなければならない。

第4条 乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給条件変更承認申請書に基づき、甲が利子補給条件変更承認書を交付することによって行うものとする。

第5条 乙は、第3条の規定による貸付けを行ったとき、又は前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、その日から10日以内に貸付実行報告書又は利子補給条件変更報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、第3条に規定する期間内に貸付けを行わなかったときは、遅滞なくその旨を文書により報告するものとする。

第6条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、交付要領第4の3に規定する方式により算出した額とする。

第7条 乙は、甲に対し利子補給金を請求するときは、交付要領第4の3に規定する4月1日から翌年3月31日までの期間に係る利子補給金について、翌年度の4月末までに、利子補給金交付請求書により行うものとする。

第8条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第9条 甲は、甲の利子補給に係る資金を借り受けた者が、その借入金を借入の目的外に使用したときは、乙に対する利子補給金を打ち切ることができる。

2 甲は、乙の責に帰すべき理由により乙が規則、要領又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第10条 乙は、甲の利子補給に係る資金の融資に関し、甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第11条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

第12条 この契約に関し疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

この契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保持するものとする。

年 月 日

甲 鹿児島県鴨池新町10番1号
鹿児島県知事

印

乙 融資機関住所
融資機関名 融資機関代表者名

印

年 月 日

融 資 機 関 様

漁業信用基金協会理事長 印

鹿児島県漁業経営改善促進資金低利預託資金借入申込書

下記のとおり、 年度に係る鹿児島県漁業経営改善促進資金低利預託資金の借入をいたしたく、鹿児島県漁業経営改善促進資金低利預託資金利子補給金交付要領第5の規定により、関係書類を添付のうえ、申込みいたします。

記

1 借入申込金額 円

(単位：円)

県貸付目標額 (A)	
$(A) \times 1/4$	
借入申込期間	年 月 日 ~ 年 月 日

2 資金用途 漁業経営改善促進資金に係る業務を行うのに必要な資金

3 添付資料 鹿児島県漁業経営改善促進資金融資事業実施要綱第14条に定める融資機関別貸付目標額及び預託額決定書（第8号様式）並びに融資機関別預託指示書（第9号様式）の写し

第 年 月 日
号

鹿 児 島 県 知 事 殿

住 所
融 資 機 関 名
代 表 者 氏 名

印

鹿 児 島 県 漁 業 経 営 改 善 促 進 資 金 低 利 預 託 資 金 利 子 補 給 承 認 申 請 書

年度において、下記の貸付けについて利子補給を受けたいので、鹿児島県補助金等交付規則第 3 条及び鹿児島県漁業経営改善促進資金低利預託資金利子補給金交付要領第 6 の規定により、申請します。

記

貸付の相手方	貸付予定額	貸付予定日	貸付利率	利子補給率	貸付期間
	円	年 月 日	%	%	年 月 日 ～ 年 月 日

融 資 機 関 様

鹿 児 島 県 知 事



鹿 児 島 県 漁 業 経 営 改 善 促 進 資 金 低 利 預 託 資 金 利 子 補 給 承 認 書

年 月 日 付 け で 申 請 さ れ た 貸 付 け に 係 る 利 子 補 給 の 承 認 に つ い て は ， 鹿 児 島 県 補 助 金 等 交 付 規 則 第 4 条 及 び 鹿 児 島 県 漁 業 経 営 改 善 促 進 資 金 低 利 預 託 資 金 利 子 補 給 金 交 付 要 領 第 7 の 規 定 に よ り ， 下 記 の と お り 承 認 し ま す 。

記

貸付の相手方	貸付予定額	貸付予定日	貸付利率	利子補給率	貸付期間
	円	年 月 日	%	%	年 月 日 ～ 年 月 日

貸付が行われたら，すみやかに貸付実行報告書を提出してください。

第 号
年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

住 所
融 資 機 関 名
代 表 者 氏 名 印

鹿 児 島 県 漁 業 経 営 改 善 促 進 資 金 低 利 預 託 資 金 利 子 補 給 条 件 変 更 申 請 書

年 月 日 付 け で 利 子 補 給 の 承 認 を 受 け た 鹿 児 島 県 漁 業 経 営 改 善 促 進 資 金 低 利 預 託 資 金 に つ い て ， 鹿 児 島 県 補 助 金 等 交 付 規 則 第 7 条 及 び 鹿 児 島 県 漁 業 経 営 改 善 促 進 資 金 低 利 預 託 資 金 利 子 補 給 金 交 付 要 領 第 8 の 規 定 に よ り ， 下 記 の と お り 貸 付 条 件 の 変 更 を し た い の で 申 請 し ま す 。

記

	貸 付 日	貸 付 額	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 期 間	変 更 内 容
変 更 前	年 月 日	円	%	%	年 月 日 ～ 年 月 日	
変 更 後	年 月 日	円	%	%	年 月 日 ～ 年 月 日	

(注) 貸付日欄の変更前は当初貸付日を記入し、変更後は変更予定日を記入すること。

第 号
年 月 日

融 資 機 関 様

鹿 児 島 県 知 事 印

鹿 児 島 県 漁 業 経 営 改 善 促 進 資 金 低 利 預 託 資 金 利 子 補 給 条 件 変 更 承 認 書

年 月 日 付 け で 申 請 さ れ た 貸 付 け に 係 る 利 子 補 給 の 条 件 変 更 申 請 に つ い て は、
鹿 児 島 県 補 助 金 等 交 付 規 則 第 7 条 及 び 鹿 児 島 県 漁 業 経 営 改 善 促 進 資 金 低 利 預 託 資 金 利 子 補
給 金 交 付 要 領 第 8 の 規 定 の 規 定 に よ り、 下 記 の と お り 承 認 し ま す。

記

貸 付 日	貸 付 額	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 期 間
年 月 日	円	%	%	年 月 日 ～ 年 月 日

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
融資機関名
代表者氏名

印

鹿児島県漁業経営改善促進資金低利預託資金貸付実行報告書

年 月 日付けで利子補給承認のあった鹿児島県漁業経営改善促進資金低利預託資金について、鹿児島県漁業経営改善促進資金低利預託資金利子補給金交付要領第9の規定により、下記のとおり貸付実行したので報告します。

記

貸付日	貸付額	貸付利率	利子補給率	貸付期間
年 月 日	円	%	%	年 月 日 ～ 年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

住 所
融 資 機 関 名
代 表 者 氏 名

印

鹿 児 島 県 漁 業 経 営 改 善 促 進 資 金 低 利 預 託 資 金 利 子 補 給 条 件 変 更 報 告 書

年 月 日 付 け で 利 子 補 給 の 変 更 承 認 を 受 け た 鹿 児 島 県 漁 業 経 営 改 善 促 進 資 金 低 利 預 託 資 金 に つ い て ， 鹿 児 島 県 漁 業 経 営 改 善 促 進 資 金 低 利 預 託 資 金 利 子 補 給 金 交 付 要 領 第 9 の 規 定 に よ り ， 下 記 の と お り 貸 付 条 件 の 変 更 を し た の で 報 告 し ま す 。

記

	貸 付 日	貸 付 額	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 期 間	変 更 内 容
変 更 前	年 月 日	円	%	%	年 月 日 ～ 年 月 日	
変 更 後	年 月 日	円	%	%	年 月 日 ～ 年 月 日	

(注) 貸付日欄の変更前は当初貸付日を記入し，変更後は変更予定日を記入すること。

利 子 補 給 金 計 算 明 細 書

計算対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日

利子補給承認 年 月 日	貸 付 年 月 日	貸 付 額 (A)	貸 付 利 率	利 子 計 算 期 間 (B)	利子補給率 (C)	利 子 補 給 額 (A) × (C) × (B) / 365
		円	%	年 月 日 ~ 年 月 日 () 日間	%	円
				年 月 日 ~ 年 月 日 () 日間		
合 計	/	/	/	/	/	

- 1 貸付実行日ごとにそれぞれ記入する。
- 2 利子補給額の算定にあつては、1円未満は切り捨てる。

利子補給金計算明細書

計算対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日

利子補給承認 年 月 日	貸 付 年 月 日	貸 付 額 (A) 円	貸 付 利 率 %	利 子 計 算 期 間 (B) 年 月 日 ~ 年 月 日 () 日間	利子補給率 (C) %	利 子 補 給 額 (A) × (C) × (B) / 365 円
合 計	/	/	/	/	/	